

第 12 次幸田町行政改革大綱

幸田町行政改革推進計画

～持続可能で安定した行政運営を目指して～

【期間 2018 年度～2022 年度】

2018 年 3 月 策定

目 次

はじめに	P1
1 行政改革大綱の目的	P2
2 これまでの策定経過	P2
3 町を取り巻く状況と課題	P4
4 行政改革の基本方針	P9
(1) 計画期間	P9
(2) 行革取組の3本柱	P9
(3) 行革の視点	P10
5 第12次行政改革大綱の体系	P11
6 推進体制	P12
7 実行プラン	P13

はじめに

幸田町では、1985年（昭和60年）10月に「幸田町行政改革大綱」を策定して以来、町民の生活意識や価値観の多様化、社会経済状況の変化などに対応するため、これまで11回の改定を行い、行政改革（以下「行革」）を進めてきました。2015年（平成27年）からスタートした第11次行政改革大綱では、「行財政運営の確実な推進を目指して」を目的として、12の主要取組項目に基づく取り組みを推進してきました。

現在、我が国において、人口減少社会の到来、少子高齢化の急速な進展、産業の空洞化など、社会構造自体が大きな転換期を迎えています。本町においては、人口増加が続いており、年少人口と老年人口がともに増加傾向にあるという特徴が見られます。また、財政面に目を向けると、歳出では老朽化が進む公共施設の改修に多額の経費が見込まれるほか、人口構成から福祉関係に要する経費が財政の硬直化をより一層進展させる危険性があります。さらに、歳入でも財政運営の根幹である税収において、国の税制改正による法人住民税法人税割の一部国税化や経済状況の変動により、本町にも深刻な影響を与えることが懸念されます。

このような人口構成や財政状況など、本町を取り巻く社会経済状況の変化により、人的・財政的な経営資源の制約が強まる中であっても、質の高い公共サービスを引き続き効率的・効果的に提供していかなければなりません。

こうしたことから、中長期的な行政運営に主眼を置き、社会経済状況の変化に対応するため、これまで同様行革を継続しつつ、第6次幸田町総合計画の目指すべき将来像である「みんなでつくる元気な幸田」の実現に向け、限りある資源を真に必要な事業に投資することができるよう、さらなるコストの見直しと行政サービスの最適化を図ることが必要です。

このような選択と集中を考えの基本とし、本町が将来にわたって「持続可能で安定した行政運営」を継続するため、第12次幸田町行政改革大綱「幸田町行政改革推進計画」を策定しました。

1 行政改革大綱の目的

行政改革大綱は、行政運営を確実に推進するため、町を取り巻く状況や課題に対し、必要な改革の基本的な方向性を定めることを目的として策定するものです。

2 これまでの策定経過

本町が、1985（昭和 60）年度から取り組んできた行革については、次のとおりです。

大綱次数	期間（年度）	行革の視点、推進事項など
第 1 次	1985～1987 (S60～S62)	1 事務事業の見直し
第 2 次	1988～1990 (S63～H2)	2 人事・定員管理の適正化
第 3 次	1991～1993 (H3～H5)	3 給与の適正化 4 組織機構の簡素合理化 5 民間委託・OA 化等の事務改革推進 6 会館等公共施設の管理運営合理化
第 4 次	1994～1996 (H6～H8)	1 行政組織機構の見直し 2 職員の能力開発と職員参加の推進 3 広域行政の推進 4 新たな経営手法の導入と事務事業の改革 5 多様な協働システムの確立 6 健全な財政運営の推進
第 5 次	1997～1999 (H9～H11)	1 行政組織機構等及び定数の見直し 2 職員の能力開発と職員参加の推進 3 事務改善等の推進 4 健全財政の維持、効率化
第 6 次	2000～2002 (H12～H14)	・環境保全行動計画 [エコ・アクション] ・迅速適正行動計画 [スピード・アクション] ・情報連携行動計画 [ネットワーク・アクション] ・事業評価行動計画 [プロジェクト・アクション] ・意識改革行動計画 [サービス・アクション]

大綱次数	期間（年度）	行革の視点、推進事項など
第7次	2003～2005 (H15～H17)	巻き起こせ、行革旋風 1 経営改革の嵐 2 電子改革の嵐 3 環境防災改革の嵐 4 公務員サービス改革の嵐
第8次	2006～2008 (H18～H20)	町民のための行政であるために（集中改革プラン） ・コスト意識と顧客志向の行政 ・迅速・利便性のある開かれた行政 ・町民と町が協働する行政 ・町民に信頼される行政
第9次	2009～2011 (H21～H23)	信頼で築く、揺るぎないまち 1 住民の意識、視点に立った行政サービスの推進 2 将来を見据えた、健全な財政運営の推進 3 時代の変化に対応した人材の育成及び行政体制の整備
第10次	2012～2014 (H24～H26)	「確かな力」「誠実な力」による持続可能なまちづくり 1 イキイキ暮らせるまちの仕組みづくり 2 住民からの信頼度を高める行政経営 3 選択と集中による事業見直し
第11次	2015～2017 (H27～H29)	行財政運営の確実な推進を目指して 1 住み続けたいまちづくり 2 人財と資産を無駄なく最大限に活用 3 多様な主体との連携・協働 4 絶え間ない改善 5 強靱な足腰

3 町を取り巻く状況と課題

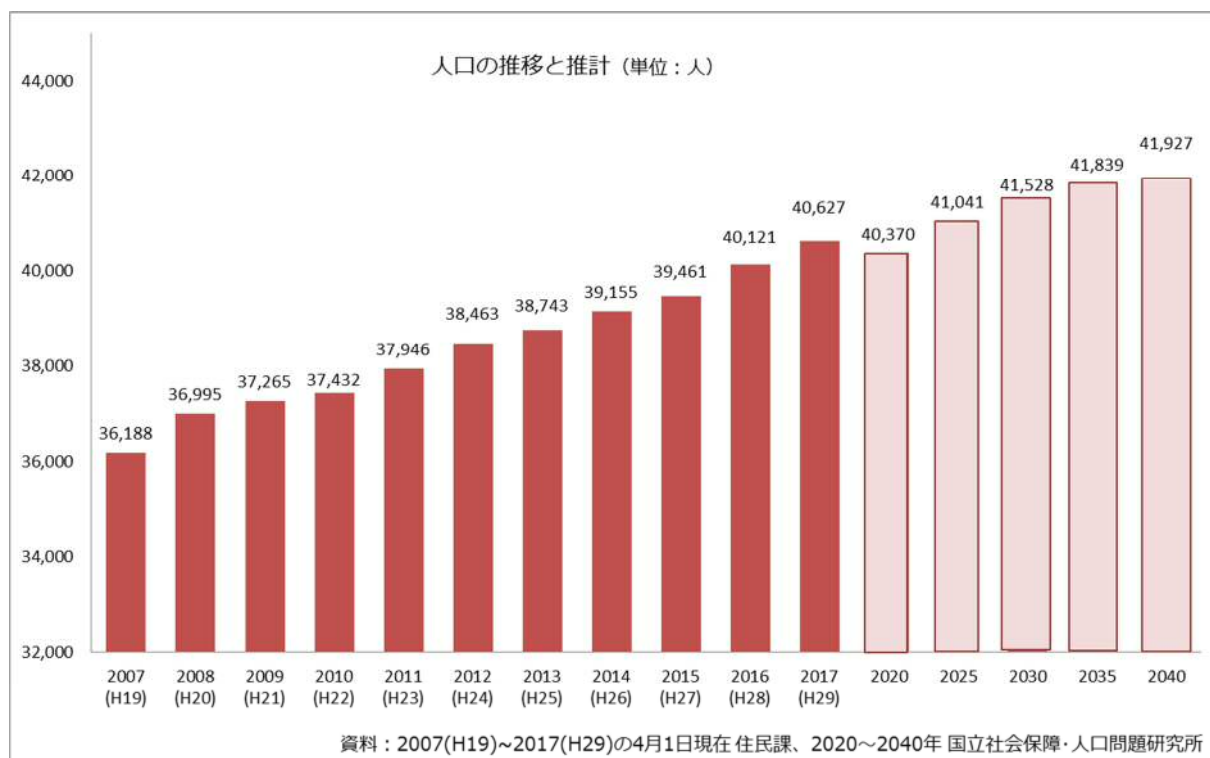
(1) 伸び続ける人口

少子高齢化・人口減少社会が叫ばれるなか、日本創成会議における人口再生産力に着目した全国の市区町村別将来推計人口では、本町は、若年女性人口変化率の増加 15 市区町村に選ばれ、今後も人口が伸び続けるまちとして紹介されました。そして、2017（平成 29）年 4 月 1 日人口は、国立社会保障・人口問題研究所が発表している 2020 年の人口予測を上回る人口となっています。今後も増加する人口の受け入れ態勢を整えていく一方で、現状に満足することなく、町民の皆様がずっと住み続けていただけるまちづくりを推進していくことが求められます。

※ 日本創成会議とは

10年後の世界・アジアを見据えた日本全体のグランドデザインを描き、その実現に向けた戦略を策定すべく、産業界労使や学識者など有志が立ち上げた組織です。日本の諸システムの総点検を行い、国民の立場から新しい日本を創るための提言を発信し、国民的議論を興します。キーワードは、「開（ひらく）」「自前主義の打破」「生活者や次世代の幸せを阻む既得権・旧弊の聖域なき見直し」。日本独特の過剰な自前主義を捨て、国を開き、世界と共に発展していく国づくりを目指します。

（日本創成会議事務局）



(2) 地方創生の進展

地方分権の名のもと、町民に身近な行政は、できる限り地方公共団体が担い、その自主性を発揮するとともに、町民が行政に参画し、協働していくことが進められています。さらには、少子高齢化の進展に対応し、各地域がそれぞれの特徴を活かして自立し、持続的な社会を形成するため、2014（平成 26）年 11 月 28 日に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、国と一体となった「地方創生」が進められています。このような状況により、地方自治体の役割と責務はさらに拡大することになり、同時に「自主性」と「自立性」の向上が求められます。

※ まち・ひと・しごと創生法

目的（第 1 条）

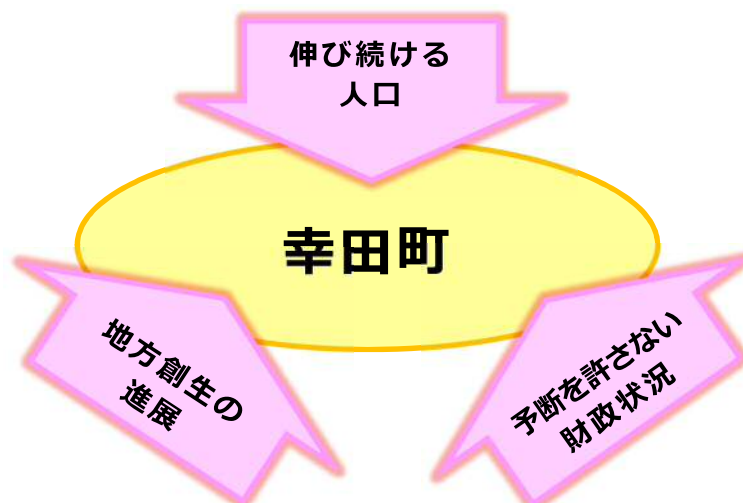
少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい住環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

(3) 予断を許さない財政状況

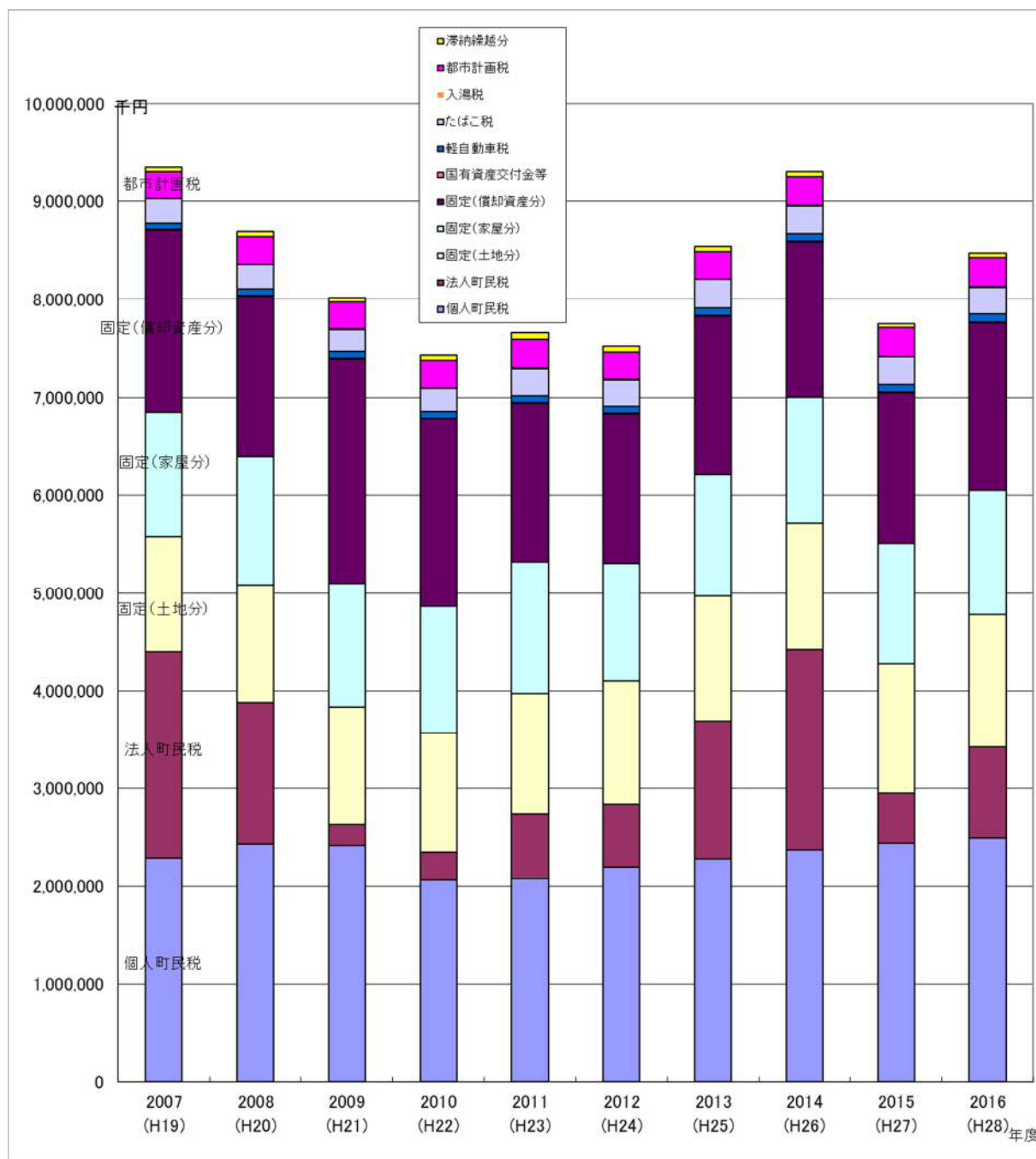
本町の財政状況は、法人町民税の落ち込み等による非常に厳しい状況は脱しつつあり、回復の傾向にあります。しかしながら、税制改正等の影響もあり、今後大きな増収を期待できる状況にはありません。自主財源の確保を念頭に置くとともに、適切な歳出に配慮することで、景気の変動に左右されにくい安定した財政基盤の構築が必要です。

※参考資料：P.6「町税の推移」、P.7「基金現在高の推移」、P.8「地方債現在高の推移」

【町を取り巻く状況と課題イメージ】



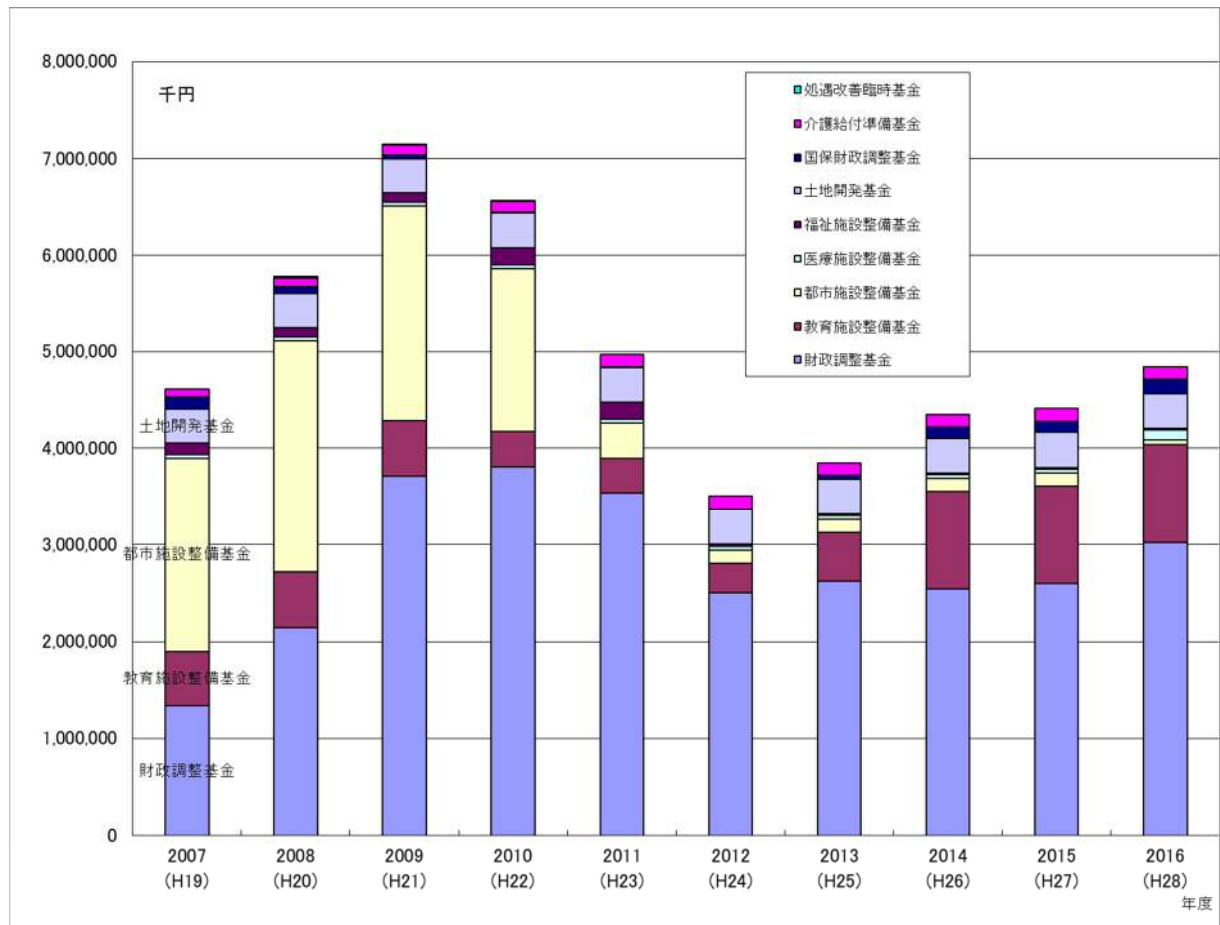
町税の推移



(資料：財政課)

2008（平成 20）年のリーマンショック後、経済が減速し、町税も大きく減少しました。経済対策等による景気の緩やかな回復により、2013（平成 25）年度からは町税も増加に転じ、リーマンショック前の水準に回復してきました。しかしながら、2015（平成 27）年度においては、自動車関連企業の納付額が激減したことにより減収となりました。なお、今後においても、法人住民税法人税割の一部国税化の影響もあり、大きな増収は期待できない状況です。

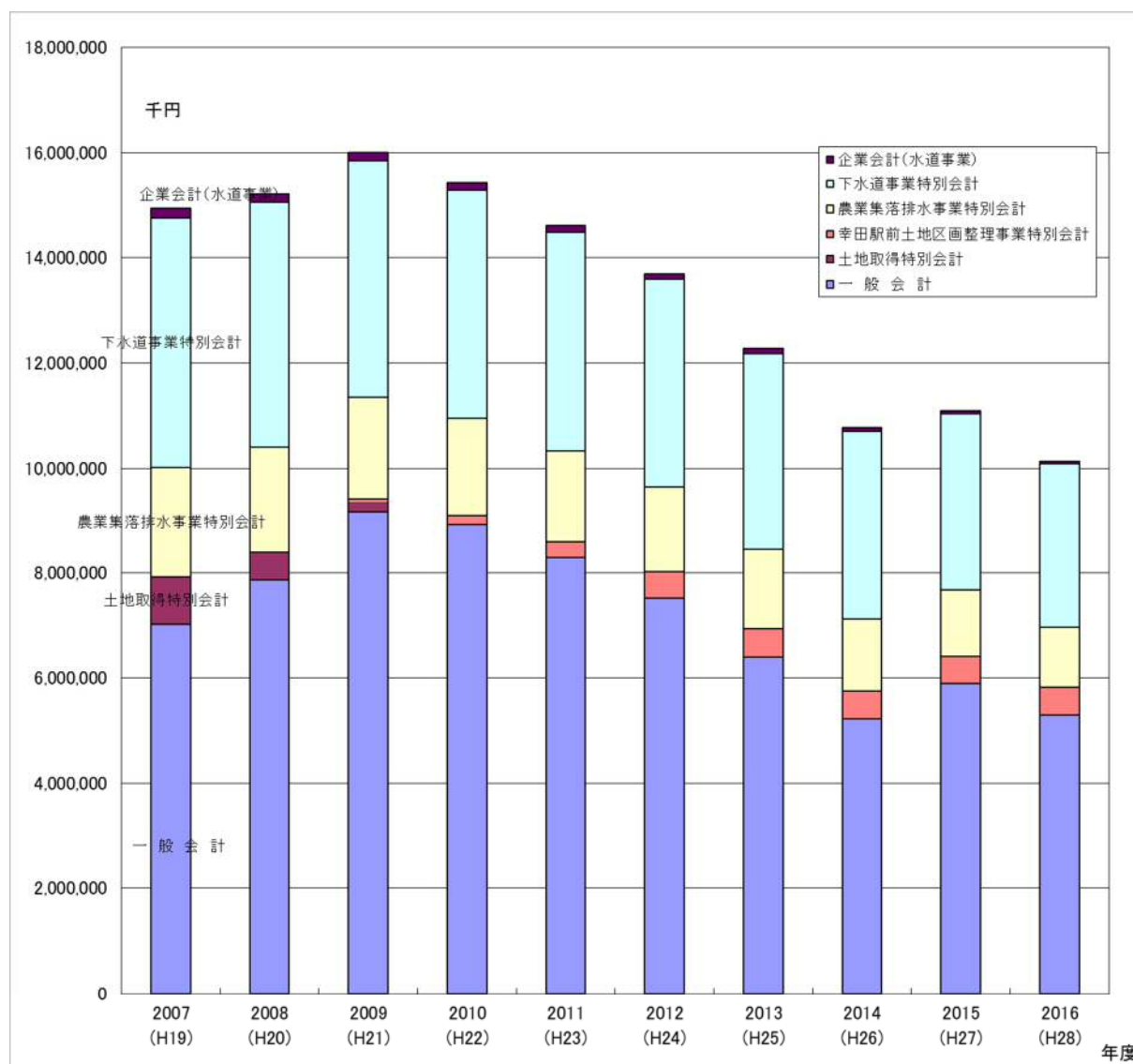
基金現在高の推移



(資料：財政課)

基金には、景気の影響を受けやすい法人町民税の減収等に備え積み立てる「財政調整基金」と、教育施設整備や都市施設整備等の特定目的のために積み立てる「特定基金」があります。2008（平成 20）年度からの財政調整基金の急増は、リーマンショックによる町税の減収補てん等のために、2008（平成 20）年度と 2009（平成 21）年度に地方債（借金）を約 29 億円借り入れたことによるものです。2013（平成 25）年度以降は、町税の回復に合わせ微増していますが、基金に頼らざるを得ない財政状況からすると、十分な金額とは言えません。

地方債現在高の推移



(資料：財政課)

地方債は、町の借金にあたるものです。町民会館をはじめとするハッピーネス・ヒル・幸田の整備に伴い、2000（平成 12）年度には総額約 228 億円となりましたが、2016（平成 28）年度末時点においては、約 101 億円まで減少しています。2008（平成 20）、2009（平成 21）及び 2015（平成 27）年度において、一般会計の地方債現在高が一時的に増加に転じている理由は、税収不足により地方債の借り入れを行ったことによるものです。

4 行政改革の基本方針

(1) 計画期間

計画期間は、2018年度から2022年度までの5年間とします。

(2) 行革取組の3本柱

第12次行革は、次の3つの柱を切り口に主要な取組項目を定め、推進していきます。

柱1 能力を発揮できる人材と組織づくり

職員（人材）は、行政サービスの要であり、行政を運営する原動力です。時代の変化とともに、町民の行政に対する需要は多種多様化し、高度化しています。これらの行政課題に対応するための政策形成能力を持った職員を育成するとともに、多様な人材が組織の中で能力を十分発揮できる組織体制を整備します。そして、町民の皆様に満足していただけるサービスの提供につなげていきます。

【主要な取組項目】

- ・人材の育成及び確保
- ・組織体制の強化

柱2 自立した行政運営

「地方創生」の取り組みが進み、地方自治体は自らの判断で行政運営を推進するための自主・自立性が求められています。そのような中、将来にわたり安定的な行政運営を行うためには、経営資源の一つである財源を積極的に確保するとともに、最小の経費で最大の効果を挙げることが重要になります。職員一人ひとりが経費節減を意識し、真に必要な事業を見極めるとともに、公共施設をはじめとする資産の適切な運営・管理を推進します。また、施策・事業の実施にあたっては、財源獲得に向けた取り組みを推進します。

【主要な取組項目】

- ・事務事業の改善・効率化による歳出の最適化
- ・公共施設をはじめとした資産の適切な運営・管理
- ・施策・事業の実施に向けた財源の確保

柱 3 協働によるまちづくり

今やまちづくりを担うのは行政だけの仕事ではありません。町民が安全安心で健康に暮らし続けるには、行政と多様な主体が連携・協働することが求められます。それぞれの主体の特長を生かしあい、力を合わせて公共サービスの向上を図ります。また、町民と行政が地域課題等の情報を共有することで相互理解を深め、それぞれが担う役割と責任を明確にして、協働によるまちづくりを推進します。

【主要な取組項目】

- ・ 多様な主体との連携・協働
- ・ 行政の透明性と情報発信

(3) 行革の視点

具体的な行革の取り組み（以下「実行プラン」）について、4つの視点（4C）を設定し、推進します。

視点 1 CS(Customer Satisfaction : 町民満足度)

(Customer Service : 町民視点に立った行政サービス)

町政の円滑な運営において、町民視点に立った行政サービスを提供し、「町民満足度」の向上を図り、町民からの信頼を得ることが必要です。

視点 2 Change (チェンジ = 変革)

前例踏襲ではなく、急速に変化する時代の流れ、町民ニーズを迅速・的確に捉え、しくみ・考え方などを「変革」していく意識が必要です。

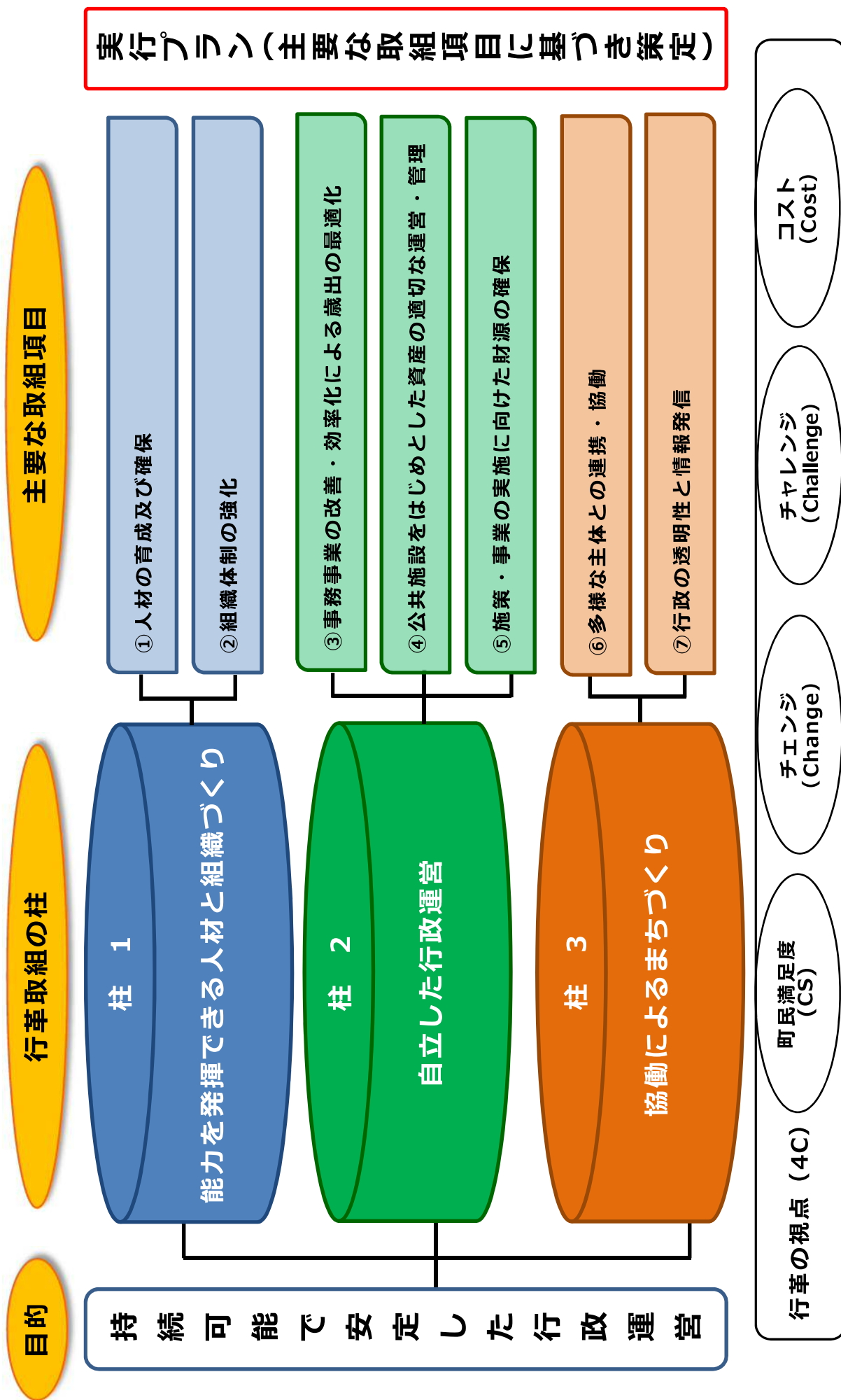
視点 3 Challenge (チャレンジ = 挑戦)

行政を取り巻く環境が厳しい中、行政として何をすべきか、何が求められているかを職員一人ひとりが考え、多種多様化・高度化する行政課題に挑戦する「チャレンジ」精神が必要です。

視点 4 Cost (コスト = 費用)

財政負担の増大が見込まれる中、収入の増加のみに頼るのではなく、無駄な支出を減らすことも重要です。職員一人ひとりが「コスト意識」を持って事務事業を推進することが必要です。

5 第12次行政改革大綱の体系



6 推進体制

行革取組の3本柱を推進するため、具体的な取組計画である実行プランを策定し、行革に取り組んでいきます。また、取組みの成果については、ホームページを通じて公表していきます。

(1) 行財政改善調査会（外部）による点検・評価

行財政または町民サービスに関わる有識者等で組織する行財政改善調査会に、進捗よく状況等について報告し、点検・評価をいただきながら取組みを推進します。

(2) 行政改革推進本部（内部）による点検・評価

町長を本部長とし、副町長、教育長及び部長級職員で組織する行政改革推進本部に、進捗よく状況等を報告し、点検・評価を行うとともに、必要な指示を受け、迅速かつ適切に取り組みに反映させます。

【推進体制イメージ】

